

# 遺贈によるご寄附

現在ご所有の資産の一部を、将来、山梨英和学院に遺贈（遺言による寄附）として寄附したいとお考えの方は、下記お問い合わせ先までご相談ください。

ご寄附いただいた資産については、本学院の教育・保育・研究に活かし、また寄附者の想いに応えるよう活用いたします。

なお、ご寄附いただいた財産について、相続税申告期限内であれば、原則、本学院発行の寄附金領収書を税務署に提出されることで相続税は免除されます。

遺言書には「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」の2種類がございます。遺言書を「公正証書遺言」にて作成される場合と、「自筆証書遺言」にて作成される場合とでは、遺贈によるご寄附の流れに違いがございますので、相談窓口については下記「お問い合わせ先」をご参照ください。

## <お問い合わせ先>

### 【公正証書遺言での遺贈をご検討の場合】

山梨英和学院の下記窓口又は、山梨中央銀行へご相談ください。

○山梨英和学院 法人本部 TEL 055-223-6010

E-mail: [inc-office@yamanashi-eiwa.ac.jp](mailto:inc-office@yamanashi-eiwa.ac.jp)

○山梨中央銀行 コンサルティング営業部 TEL055-224-1519

三菱UFJ信託銀行の信託代理店として遺言信託のご紹介と情報の取次ぎを行います。

[https://www.yamanashibank.co.jp/personal/prepare/will\\_trust/](https://www.yamanashibank.co.jp/personal/prepare/will_trust/)

-取扱開始日- 令和5年4月1日

### 【自筆証書遺言での遺贈をご検討の場合】

山梨英和学院の下記窓口へご相談ください。

○山梨英和学院 法人本部 TEL 055-223-6010

E-mail: [inc-office@yamanashi-eiwa.ac.jp](mailto:inc-office@yamanashi-eiwa.ac.jp)

※「自筆証書遺言書保管制度」についての詳細は、法務局のホームページをご確認ください。

[https://houmukyoku.moj.go.jp/kofu/page000001\\_00135.html](https://houmukyoku.moj.go.jp/kofu/page000001_00135.html)